

## 平成31年度大蔵村妊婦健康診査補助金交付要綱

平成31年4月1日

大蔵村長 加藤 正 美

### 大蔵村要綱第64号

#### 平成31年度大蔵村妊婦健康診査補助金交付要綱

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦の健康診査(以下「妊婦健診」という。)における経済的な負担軽減を図るため、村民が山形県外の医療機関において受診した妊婦健診に要する費用に関し、予算の範囲内でその費用を助成することについて、大蔵村補助金等の適正化に関する規則(平成8年規則第5号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 大蔵村に住所を有する者で、山形県外の医療機関(大蔵村が妊婦健診の実施について委託を行っている医療機関を除く。以下同じ。)において妊婦健診を受診した者。

イ その他特別な理由により、前アに類するものとして村長が対象と認めた者。

(2) 受診費用 対象者が山形県外の医療機関において妊婦健診を受診した際に当該医療機関に支払う費用をいう。

(3) 妊婦健康診査受診票(兼)業務完了報告書(以下、受診票という。) 大蔵村が医療機関に委託して行う妊婦健診を受診させるため、対象者に対して交付した受診票をいう。

##### (補助金の交付)

第3条 村長は、対象者が支払った受診費用の一部を補助金として交付する。

##### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、受診票により受診することができる種類ごとの妊婦健診に係る費用に相当する額(平成30年4月1日、山形県医師会と締結した妊婦健康診査委託契約第9条に定める額。)を限度とし、種類ごとの受診費用の額が当該費用に相当する額に満たない場合は、当該受診費用の額とする。ただし、村長が特別な理由があると認める場合の補助金の額は、この限りでない。

##### (補助金の申請)

第5条 規則第6条に規定する申請は、補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)が大蔵村妊婦健康診査費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出して行うものとする。

- (1) 健康診査料領収書
- (2) 申請する回の妊婦健康診査受診票  
(実績報告等)

第 6 条 申請書は、規則第 14 条に規定する補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(額の確定の通知)

第 7 条 規則第 13 条に規定する額の確定の通知は、大蔵村妊婦健康診査費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

(補助金の支払)

第 8 条 村長は、申請書に記載された申請者指定の金融機関の口座に振り込むことによって、速やかに補助金を支払うものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。